

事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

【評価責任者】 リサイクル推進室長 藤井康弘

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 6 - (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進
施策の概要	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法及び資源有効利用促進法等の円滑な施行を図るとともに、各分野におけるリサイクルの推進を図る。
予算額	715,069千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。
達成状況	各リサイクル制度は、おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。 15年度は3カ所のエコタウン事業を認定し(合計20カ所)、リサイクル施設2カ所について支援を行い、先進的な環境調和型のまちづくりが推進された。

下位目標1	容器包装のリサイクルを推進する。			
指標	H12年度	H13年度	H14年度	H19年度
分別実施市町村数及び分別収集量	下図のとおり			目標値 下図のとおり
達成状況	おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。			

平成10年度～13年度は実績値、平成14年度は現況値

指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H19年度	
〔実施市町村数〕						
無色のガラス製容器	2,618	2,725	2,795	目標値	3,169	(97.8%)
茶色のガラス製容器	2,631	2,737	2,807		3,169	(97.8%)
その他のガラス製容器	2,566	2,706	2,740		3,154	(97.3%)
紙製容器包装	343	404	525		1,916	(59.1%)
ペットボトル	2,340	2,617	2,747		3,132	(96.6%)
プラスチック製容器包装	881	1,121	1,306		2,666	(82.3%)
鋼製容器包装	3,065	3,104	3,123		3,226	(99.5%)
アルミニウム製容器包装	3,078	3,112	3,130		3,227	(99.6%)
段ボール	1,728	1,942	2,105		2,942	(90.8%)
飲料用紙製容器	1,599	1,756	1,849		2,731	(84.3%)

指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H19年度	
〔分別収集量〕						
無色のガラス製容器	352	355	349	目標値	467	/
茶色のガラス製容器	313	312	304		401	
その他のガラス製容器	165	162	164		214	
紙製容器包装	35	50	58		222	
ペットボトル	125	162	188		273	
プラスチック製容器包装	101	197	283		922	
鋼製容器包装	485	461	420		535	
アルミニウム製容器包装	136	141	146		187	
段ボール	380	449	503		715	
飲料用紙製容器	13	13	16		31	

下位目標2	特定家庭用機器のリサイクルを推進する。			
指 標		H13年度	H14年度	各年度
家電リサイクル法における再商品化率(%)	家庭用エアコン	78	78	目標値 60
	テレビ	73	75	
	洗濯機	59	61	
	冷蔵庫	56	60	
達成状況	おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。			

下位目標3	食品循環資源のリサイクルを推進する。				
指 標	H - 年度	H - 年度	H - 年度	目標値	H18年度
食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率(%)					20
達成状況	おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。				

下位目標4	建設資材のリサイクルを推進する。					
指 標		H7年度	H12年度	H14年度	目標値	H22年度
再資源化等の実施率(%)	コンクリート	65	96	98		95
	アスファルトコンクリート	81	98	99		95
	建設発生木材	40	83	89	95	
達成状況	コンクリート、アスファルトコンクリートについては、目標値を達成している。					

下位目標5	事業系パソコン、小型二次電池のリサイクルを推進する。				
指 標		H13年度	H14年度	目標値	平成15年度
資源有効利用促進法における事業系パソコン、小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	(事業系パソコン)				平成15年度
	デスクトップ	73.7	75.1		50
	ノートブック	38.7	43.8		20
	ブラウン管式表示装置	66.2	66.7		55
	液晶式表示装置	72.9	63.0		55
	(小型二次電池)				各年度
	ニカド電池	70.9	72.3		60
	ニッケル電池	69.0	80.0		55
	リチウムイオン電池	52.7	53.8	30	
小型シール鉛蓄電池	50.0	50.0	50		
達成状況	おおむね順調にリサイクルの推進が図られている。				

下位目標6	廃自動車等のリサイクルを推進する。				
指 標		H - 年度	H - 年度	目標値	H27年度
自動車リサイクル法に	自動車破砕残さ				70%

おける再資源化率(%)	ガス発生器			85% (各年度)
達成状況	使用済自動車の再資源化等に関する法律の平成17年1月本格施行に向けて、リサイクルシステムの実務構築や、関係事業者への説明等の施行準備を行っているところである。			

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>廃棄物の排出量の高水準での推移や最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての再利用を促進するため、各種リサイクル制度の構築が求められてきた。</p> <p>こういった状況を背景に、各種リサイクル法が順次制定、施行され、最終処分量の削減など一定の効果が出ているところである。</p> <p>ゴミゼロ型地域社会づくりが国として取り組むべき重要な政策課題となっている中で、都道府県等がエコタウンの策定等を通じて実施する先進的・先駆的なリサイクル等の廃棄物処理体制の整備に向けた取組について支援することは、こうした取組を他の地域のモデルとして示すことにより、全国的なゴミゼロ型地域社会の形成に向けた取組の拡大をもたらすものとして大きな意義を有するものである。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>目標 (エコタウン事業)</p> <p><認定実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度は、兵庫県(廃タイヤガス化リサイクル事業)、東京都(建設混合廃棄物の高度選別リサイクル事業)、岡山県について、エコタウン事業計画の承認が行われた(合計20カ所)。 <p><補助事業等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度は、兵庫県(廃タイヤガス化リサイクル事業)に15億円の補助、東京都(建設混合廃棄物の高度選別リサイクル事業)に5億円の補助が行われた。 ・これにより、事業の目的である先進的な環境調和型のまちづくりが推進され、今後全国の模範となるリサイクル事業が展開されることとなった。 <p>下位目標1(容器包装リサイクル法)</p>
-----	--

< 分別収集、再商品化の実績等 >

- ・容器包装リサイクル法については、平成9年4月からペットボトル等を対象として一部が施行されていたが、平成12年4月から紙製容器包装、プラスチック製容器包装等を対象に追加し、全面的に施行された。
- ・再商品化義務の対象となる事業者（特定事業者）が大企業から中小企業まで拡大され、対象企業数が大幅に増加したところである。
- ・容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成9年度の約125万トンから平成13年度には約230万トン、平成14年度は237万トンと増加している。
- ・個々の特定事業者においては、容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品にしたりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んできており、一定の効果が上がっているものと考えられる。

下位目標2（家電リサイクル法）

< 再商品化実績等 >

- ・平成14年度に全国の指定引取場所が引き取った廃家電は1,015万台（前年度比19%増）、全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は1,016万台（同21%増）であり、法施行2年目も全体的に順調に推移した。
- ・リサイクル率については政令に定められた基準を超えてリサイクルが実施された。

下位目標3（食品リサイクル法）

- ・食品リサイクル法の施行に伴い、農水省、環境省による説明会を実施したところである。
- ・法第10条に基づく再生利用事業者の登録が進むなど、今後着実な食品リサイクルの推進が見込まれる。
- ・民間事業者による食品リサイクルへの関心が高まり、肥料、飼料化の事業化を始めメタンガス等の新たな技術の進展も見込まれている。
- ・公的機関の庁舎内食堂等における食品リサイクルについても、農水省、環境省等の中央省庁において取組が始まったところである。

下位目標4（建設リサイクル法）

- ・建設リサイクル法は、建設廃棄物の効果的かつ効率的なリサイクルの推進等を図るため、平成12年5月に制定され、平成14年5月より完全施行されている。

・法では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを創設している。

・解体工事業者登録数については、平成15年12月現在で6,596社となっている。

下位目標5（資源有効利用促進法）

<パソコン、二次電池の認定状況等>

・平成13年度より事業系パソコン及び二次電池については、製造事業者が策定する自主回収及び再資源化のスキームを国が認定することにより、リサイクルがなされることとなった（平成12年法改正により措置）。

使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化認定状況（15年度末現在）

事業系パソコン：20社認定 ・ 二次電池：178社認定

下位目標6（自動車リサイクル法）

・使用済自動車のリサイクルに関しては、最終処分場のひっ迫により自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が生じていること、また、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥り、不適正処理・不法投棄の懸念が生じていることから、自動車製造業者をはじめとする関係者に適切な役割分担を義務付ける等により新たなリサイクル制度を構築するための法的枠組みが必要とされてきた。

・このため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が、平成14年7月12日に公布され、平成15年8月までに政省令が制定されたところである。

・平成17年1月1日の施行に向け、リサイクルシステムの実務構築や、関係事業者への説明等の施行準備を行っているところである。

・2015年に使用済自動車のリサイクル率を95%以上とするため、ASR（Automobile Shredder Residue 自動車破碎残さ）のリサイクル率を2015年までに段階的に、30%、50%、70%以上に引き上げることが定められ、今後使用済み自動車のリサイクルが推進される。

【効率性】（効果とコストとの関係に関する分析等）

各種リサイクル制度の適正な施行のため、環境省が実施している施策は、各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等というソフト面におけ

る施策の推進を通じて、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進を図ろうとするものである。

施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさを有しており、期待される効果は大きなものと考えられる。

これらの各リサイクル法の円滑な施行により、民間事業者によるリサイクル事業が進捗し、ひいては資源循環型社会の形成により、環境への負荷の軽減が期待される。

一方、エコタウン事業については、都道府県等による先進的なりサイクル等の廃棄物処理体制の整備を目指す取組に対し、直接的な支援を行うことにより、他の地域のモデルとなるゴミゼロ型地域社会づくりの取組を確実に提示することが可能となる。

民間事業者によるリサイクル施設の整備については、税制、融資等の支援措置も整備されているところであるが、先進的・先駆的な取組については、さらなる初期投資の低減を図ることにより、円滑な事業実施が可能となり、有効なモデルの提示が可能となる。

<目標に対する総合的な評価>

各リサイクル制度は、概ね順調にリサイクルの推進が図られている。

今後全国の規範となるリサイクル事業が展開されることとなり、先進的な環境調和型のまちづくりに向けた着実な進展がみられた。

エコタウン事業

・循環型社会の形成の推進を図るものとして、今後とも都道府県等の計画の承認及び、廃棄物・リサイクル施設設置の支援を図っていく必要がある。

容器包装リサイクル法

・全面施行から4年が経過し、市町村の分別収集に係る費用負担が大きいとの指摘が上がっており、その実態を把握した上で、関係者間の役割分担のあり方を含め、容器包装リサイクル法の一層円滑な実施に向けた方策について検討する必要がある。

・特定事業者が環境負荷の少ない最適な容器を的確に選択するためには、ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)的な手法を用いた評価の実施が必要である。

・容器包装リサイクル法は、施行(平成7年12月)後10年を経過した場合において、一部規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、これを踏まえ、平成17年度に評価、検討を行う必要がある。

今後の課題

家電リサイクル法

・引き続き法律の円滑な施行を図るとともに、制度のより円滑な施行を図る上で必要となる方策について検討するため、関係者における費用負担の状況、より質の高いリサイクルの手法、対象品目選定の考え方について把握していく必要がある。

食品リサイクル法

・法に規定している再生利用事業者の登録制度及び再生利用事業計画の認定制度の普及等を図ることにより、民間事業者による食品リサイクルの一層の推進を図る必要がある。

・特に、食品リサイクルの現状を把握し、廃棄物処理法との整合性を図りつつ、推進方策を検討する必要がある。

建設リサイクル法

・建設リサイクル法に規定されている分別解体や再資源化等の実施について、国土交通省や都道府県などの関係機関との連携のもと、国民の理解を得ながら円滑な施行を図る。

・再資源化施設や最新技術の動向把握に努めることにより、さらなる再資源化の促進を図る必要がある。

自動車リサイクル法

・自動車リサイクル法の完全施行（平成17年1月1日）に向けて、自動車所有者、関係事業者への周知徹底など所要の準備を進める必要がある。

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	循環型社会の実現を図るため、個別リサイクル法の一層の充実を図っていく。

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 6 - (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進	
施策共通の 主な政策手段等	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、 建設リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア．個別リサイクル 法(容器包装リサイク ル法等)の施行 下位目標 1 ～ 6	<ul style="list-style-type: none"> ・各リサイクル法の適正な施行を図ること等による、循環資源の適正な循環的な利用の推進。 ・各リサイクル制度の実施に伴う所要の調査の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装ライフ・サイクル・アセスメント事業 (4 0 百万円) ・使用済み自動車適正処理促進事業 (4 8 百万円)
イ．各種リサイクル に関する情報収集、 調査及び検討の実施 下位目標 1 ～ 6	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル法に関する情報収集システムの構築を図ることによる、今後の情報収集への活用。 ・地方公共団体がリサイクルに取り組むための各事業に対する支援の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成総合情報収集 ・集積システム構築事業 (5 2 百万円)
ウ．先進的なリサイ クル施設への支援の 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン事業の実施を図ることにより、先進的な環境調和型のまちづくりを推進し、循環型社会の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> エコタウン事業の承認及び承認地域に対する補助金の交付等 ・ゴミゼロ型社会形成推進施設整備費 (5 1 7 百万円)